

付が始まります!

険制度

介護保険サービスを受けるには、「認定」が必要です!

申請から1カ月以内

認 定

注2

調 査

注1

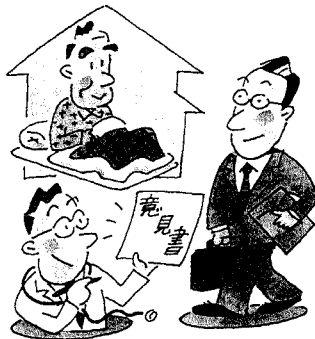
申 請
(相談)



調査員が訪問し、ご本人の心身の状態について全国共通の調査票により調査します。同時に主治医の意見書が必要となります。この意見書は、市で手配します。主治医がない場合は、市が指定する医師のところへ行き、意見書を書いてもらいます。(無料)



調査結果と医師の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家たちからなる介護認定審査会で、介護や支援を必要とする度合いを判定し、市が認定します。認定結果は原則として申請から1カ月以内にお知らせします。



申請出張サービス

市では、この6月から7月にかけて、現在何らかの福祉サービスを受けている方々を対象に、介護保険の事前調査を実施しました。

その結果、介護保険サービスが受けられるものと予想される方々で申請を希望する方については、窓口に向いて申請する手間を省略し、直接調査員を派遣することにしました。

該当する方には訪問日時などをご連絡しますので、再度調査にご協力ください。

そのほかの方は、地区民生委員(市広報7月号掲載)または、市福祉事務所窓口へご相談ください。電話でのご相談もお受けします。状況に応じて、調査員がお伺いします。

注1…現在、特別養護老人ホームや老人保健施設などに入所中の方は、入所している施設で調査をします。

注2…介護認定審査会で「自立」と判定された場合には、介護保険のサービスは受けられません。ただし、特別養護老人ホーム入所者は「自立」であっても5年間は退所を猶予されます。

注3…本来、ケアプランの作成は、認定結果通知後、速やかに行われなければなりません。が、本年度に限り来年2月から3月にかけて集中的に行う予定です。